

各種税証明の郵送請求について

1 郵送請求できる各種税証明の内容と手数料について

証明の種類	内容	手数料(1件あたり)	発行可能年度
課税証明書(非課税証明書)	所得額・所得控除額等及び市県民税の課税額・課税標準額を証明	200円 (1個人・1年度につき)	現年度含め7年度分 ※新年度の証明は毎年6月1日(閉庁日の場合は翌開庁日)から発行可能
納税証明書	年度・税目別に納めるべき税額・納付済額・未納額を証明	200円 (1税目・1年度につき)	現年度含め4年度分
滞納の無いことの証明書	証明日において市税の滞納が無いことを証明	200円	
軽自動車税納税証明書(継続検査用)	車検の際に使用する証明	無料	
無資産証明書	固定資産税台帳に登録されていないことの証明	200円	
登録事項証明		土地5筆まで、家屋5棟までを1件として200円、6筆目、6棟目からは20円ずつ加算します。 例)8筆なら1件と3筆で260円、8棟なら1件と3棟で260円	現年度を含め5年度分 ※新年度の公租公課証明書は5月1日(閉庁日の場合は翌開庁日)から発行可能
評価証明書			
公租公課証明書			
名寄帳複写		1枚につき20円	現年度含め10年度分
住宅用家屋証明書		1件につき1,300円	

2 必要書類について

税証明を郵送で請求される場合は、次の①～④を送付してください。電話やファックスでのご請求は受付けておりません。

①税証明交付申請書(個人の証明書を郵送請求する用)

②手数料分の定額小為替または普通為替(無記名のもの)

※定額小為替または普通為替はゆうちょ銀行・郵便局で購入してください。収入印紙や切手ではお受けできません。

③返信用封筒(あて先を記入し、送料分の切手を貼ってください。)

※原則、申請者本人の住民票上の住所(申請者が法人担当者の場合は本店所在地・支店所在地)以外には送付できません。

④本人確認書類のコピー(申請者の現住所を確認できるもの)

※申請者が法人の場合、担当者の本人確認書類と従業員であることが分かる書類(社員証など)のコピーが必要です。

3 本人確認書類について

本人確認書類には、次のものがあります。有効期限のある書類は有効期限内のものに限ります。

・マイナンバーカード(顔写真が表示されている面のみ) ・運転免許証 ・在留カード など

4 注意事項について

・課税証明書(非課税証明書)は、必要な年度の初日(4月1日)の属する年の1月1日時点で住民登録のあった市区町村で発行されます。(令和△年度課税証明書(非課税証明書) → 令和△年1月1日時点、住民登録のあった市区町村で発行)

・新年度の課税証明書(非課税証明書)は毎年6月1日(閉庁日の場合は翌開庁日)から発行可能です。

・市税を納付してから10日以内に納税証明書を請求する場合は、領収書のコピーを添付してください。

・代理人(同一世帯の親族以外の方)が請求される場合は、委任者直筆の委任状(原本)が必要です。軽自動車税納税証明書(継続検査用)を請求する場合は、車検証のコピーがあれば委任状は不要です。

・住民登録が市外の方で同一世帯であることが分かる住民票の写し(発行から3月以内、コピー可)の添付がある場合、委任状は不要です。また、義務教育年齢のお子さんについては委任状は不要です。

・返送先は、原則として申請者の住民票の住所地です。提出先等への転送はできません。

・住宅用家屋証明書を郵送請求される場合は、「税証明案内ページ」をご覧ください、必要書類を同封してください。

・申請内容に不備がない場合、申請書到着日に発行して返送しますが、遠方にお住まいの場合はお届けまでに日数がかかります。期間に余裕をもって請求していただくか、お急ぎの場合は速達(返信用の封筒も速達料金の切手を貼付)にてお送りください。

・土地と家屋がある場合は、それぞれで、納税義務者が複数に分かれている場合は、納税義務者ごとに分けて計算します。

・物件によっては1筆内の現況用途が分かれていたり、1棟の中に増築等がある場合、申請の「筆数・棟数」と異なる場合がありますので、ご注意ください。所有されている物件数が分からない場合は、事前に担当(土地0834-22-8275、家屋0834-22-8269)へお問い合わせいただければ、手数料の金額をお伝えします。

5 郵送請求の送付先

〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 課税課 市民税一担当 あて 電話番号 (0834)22-8271

